

# 商品概要説明書

## J A多目的ローン

(2026年3月2日現在)

商品名	J A多目的ローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>※「J A との取引はこれから」という方もご利用できます。 (ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要になります。)</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。ただし、勤続（または営業）年数が 1 年未満の案件で下記の a ～ c に該当しない者は、事前に富山県農業信用基金協会が容認する場合に限る。</p> <p>a 公務員および高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者については、勤続（または営業）年数が 6 か月以上であること。<sup>(補足)</sup></p> <p>b 勤続年数が 1 年未満であっても、新卒の農業者および新卒の給与所得者または年金受給者については対象とする。<sup>(補足)</sup></p> <p>c 地区内勤務者は、勤務先の住所および現在勤務していることが確認できること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>【補足】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親・子・関連会社への転籍の場合および農林漁業団体職員の農林年金適用団体間の転籍の場合は連続勤務とみなす。</li> <li>・公務員とは、一般職公務員および特別職公務員のこと。ただし、任期のあるものは除く。</li> <li>・高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者とは、医療系国家資格保持者（医師・看護師・薬剤師・獣医師・技師・介護士等）、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等とする。また、業を営む者には、従事する者を含む。</li> <li>・転職者（公務員および高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者）の場合、転職前後の勤務が連続している場合は連続勤務とみなす。</li> </ul> </div> <p>○生活の本拠が定まっている方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、負債整備資金、営農資金、事業資金等は除きます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。

	<p><b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b> お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（富山県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年1.7%です。

<p>団体信用生命共済 (保険)</p>	<p>○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済 (保険) のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済 (保険) の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="549 342 1385 734"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済 (保険) 名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済 (特約なし)</td> <td>年 0.20%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済 (連生)</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)</td> <td>年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済 (連生)</td> <td>年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済 (ワイド)</td> <td>年 0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済 (保険) 名	加算利率	団体信用生命共済 (特約なし)	年 0.20%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%	団体信用生命共済 (連生)	年 0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%	がん保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%	団体信用生命共済 (ワイド)	年 0.50%
団体信用生命共済 (保険) 名	加算利率																
団体信用生命共済 (特約なし)	年 0.20%																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%																
団体信用生命共済 (連生)	年 0.30%																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%																
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%																
がん保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%																
団体信用生命共済 (ワイド)	年 0.50%																
<p>9 大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済 (特約なし) とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.50%</p>																
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…11,000 円～33,000 円</p> <p>②一部繰上返済の場合…無料</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000 円の条件変更手数料 (消費税等含む。) が必要です。</p>																
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または金融共済部 (電話：076-454-3181) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会 (電話：076-421-4811)</p>																

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

J A あおば

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類から選択します。